

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グルジア	グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の交換公文	グルジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むグルジアの経済困難緩和に寄与するため、同政府の関係を贈与すること。	800,000千円 -----	H18.3.16 トビリシ で (同日)	日本側 安部忠宏在グルジア大使 グルジア側 アレクシ・アレクシシヴィリ財務大臣	H18.3.29 160号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。